

令和7年6月19日

保護者 様

埼玉平成中学校
事務室

「令和7年度 埼玉県父母負担軽減事業補助金」のお知らせ

向暑の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、埼玉県より家計が急変し(保護者の失職等、死亡、被災、離婚)修学の継続が困難となった生徒の世帯を対象とした補助金の案内がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

■補助金額：最大336,000円を上限として、家計急変の発生時期に応じた金額を補助

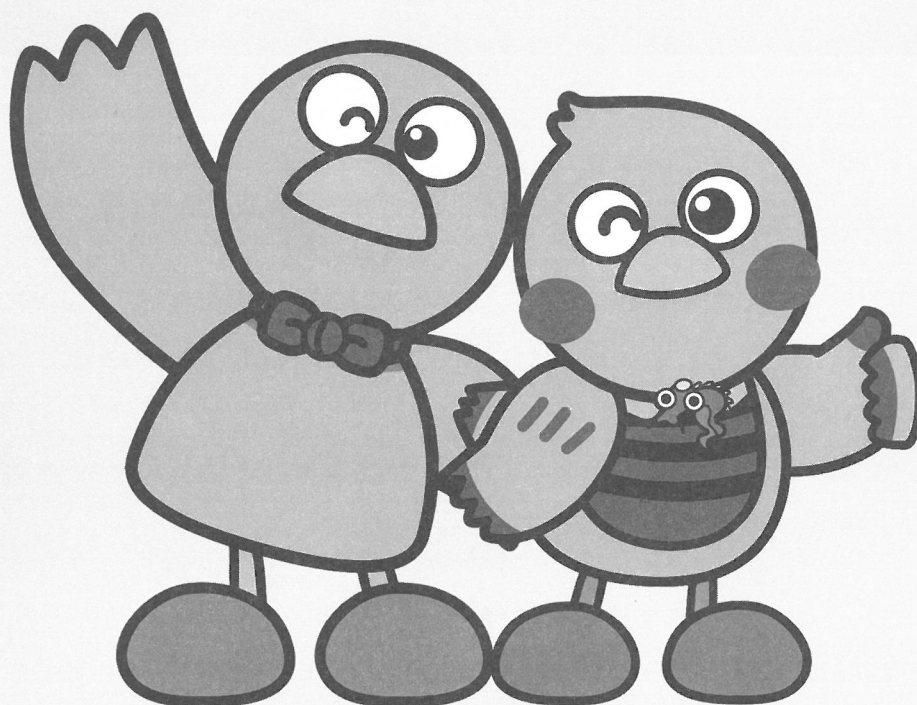
■応募期限：**初回申請締切 令和7年6月28日（土）＜厳守＞**
初回応募期限以降に家計急変事由が発生した場合は、随時ご相談ください。

■応募資格：別添の埼玉県発行リーフレットをご覧ください。
※入学前の家計急変は補助の対象になりません。

■応募方法：お電話にて事務室までお問い合わせください。（TEL 049-294-8080）

埼玉県父母負担軽減事業補助金のお知らせ

< 県内私立小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）用 >



埼玉県マスコット「コバトン・さいたまっち」

次の 3 つの要件を満たした方が補助を受けることができます

生徒・保護者*が
ともに埼玉県内に在住

埼玉県内の私立小・中学校・
中等教育学校（前期課程）
に在学

入学後に
家計急変が発生

*「保護者」は原則として、生徒の親権者です。

◎ 申請書類は学校の案内に従って、指定された窓口に提出してください。

補助額

要件を満たした場合に受けられる補助は以下のとおりです。

授業料補助額

336,000円

※ 新規申請の場合、家計急変が発生した月の翌月から月割りで支給されます。

※ 実際に負担する授業料が補助金より少ない場合、負担する金額が補助額の上限となります。

新規申請：令和6年中に家計急変が発生している場合

入学後に家計急変が発生した場合、家計急変世帯として補助を受給できます。

家計急変の要件

以下の1～3のすべてを満たしていること

- 1 令和5年の所得の多い方の保護者が、
①失職等・死亡・被災に該当している、または②離婚により保護者で無くなっている
○「失職等」には ・負傷、疾病により離職または休職し、その後90日以上就労困難な状態
・自己の責めに帰することのできない理由による離職 などが該当します。
- 2 保護者の失職等・死亡・離婚・被災が対象となる期間に発生している
○対象となる期間：令和6年1月1日～令和6年12月31日
- 3 保護者のうち令和5年中の所得の少ない方の令和6年度の住民税所得割額（道府県民税・市町村民税の合算額）が354,500円未満である

※ 要件の詳細については、お通いの学校にお問い合わせください。

※ 世帯の住民税所得割額が354,500円未満となる年収の目安は、モデル世帯（両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている世帯）の場合で約720万円未満です。

継続申請：令和5年以前に家計急変が発生している場合

入学後に家計急変が発生し以下の1～3のすべてを満たしている場合に受給できます。

- 1 保護者の住民税所得割額（道府県民税・市町村民税の合算額）の合算額が135,000円未満（目安年収約400万円未満）
- 2 現金、預貯金、有価証券等の保有資産が700万円未満
- 3 家計急変が発生した後、引き続き収入状況が改善していない

※ 家計急変が発生してから申請時まで継続して1～3の要件を満たす必要があります。

※ 新規申請、継続申請ともに年度内に申請していただく必要があります。申請締切は学校ごとに定めているため、該当の可能性がある場合は、まずお通いの学校にご相談ください。

※ 入学前の家計急変は、新規申請・継続申請ともに補助の対象になりません。

住民税所得割額の確認

課税証明書での確認方法

令和6年度課税証明書					
賦課期現在の住所及び氏名					
令和5年分の所得の内容	所得控除の内容	令和6年度市・県民税			
給与収入	社会保険料控除	市	所得割		
公的年金等収入	生命保険料控除	民	均等割		
給与所得 (以下余白)	配偶者控除	税	合計		
	配偶者特別控除	合	所得割		
	扶養控除	計	均等割		
	基礎控除	民	合計		
	(以下余白)	税	年税額		
所得の種類			令和6年度課税標準額		
			総所得分		
			分離課税分		
		扶養等の内訳	控除対象配偶者		
			一般	普通障害	
			特定	特別障害	
			老人	年少	
所得の合計	所得控除の合計				
	繰越控除				
備考					

※ 審査には令和6年度の市・県民税の所得割額を合算した額を用います。

※ 市町村により、証明書の名称や様式が異なります。

提出書類

補助金の申請には以下の書類を提出してください。

	提出書類	対象世帯
1	各学校所定の書類（授業料軽減申請書など）	全世帯
2	世帯 <u>全員</u> の住民票の写し ※ 続柄が記載されていること ※ 令和6年4月以降に発行されていること ※ マイナンバーが記載されていないこと	全世帯
3	保護者（親権者） <u>全員</u> の課税証明書 ※ 住民税所得割額の記載があるもの	全世帯
4	戸籍謄本などその他必要と認められる書類	新規申請の場合のみ (詳細は学校にお問い合わせください)
5	誓約書	継続申請の場合のみ

- ※ 申請書類は、学校からの案内に従い、指定された窓口に提出してください。
- ※ 審査の過程で追加書類を求める可能性があります。学校の指示により提出してください。
- ※ 本事業で取得した個人情報については、本事業の実施にのみ利用し、保管にあたっては適切な処置を講じます。

補助金の支給時期・支給方法

補助金は県から学校に交付され、学校から生徒・保護者に支給されます。支給の時期や方法は学校により異なりますので、詳細はお通りの学校に確認してください。

- なお、補助金の支給方法は主に以下の2通りです。
- ・還付：決定された補助金分の授業料等をご家庭にお返しする
 - ・相殺：決定された補助金分を未納（又は将来分）の授業料等に充てる

よくあるご質問

Q1 課税証明書以外で、住民税所得割額を確認する方法はありますか？

A1 マイナポータルを利用して住民税情報を調べることが可能です。他にも、保護者等の収入が給与所得のみの場合は、勤務先の会社から配布される住民税の「特別徴収税額決定通知書」で市・県民税の所得割額を確認できます。自営業などの場合は、市区町村から発行される「納税通知書」で市・県民税の所得割額を確認できます。

Q2 令和5年中に家計急変が発生し、令和6年の収入が400万円未満相当になるため申請をしたいのですが、令和6年度の課税証明書だと年収400万円を超えてしまっています。このような場合は継続の家計急変の申請はできますか？

A2 令和6年の収入が年収400万円未満相当になる場合は、令和6年分の源泉徴収票や確定申告書を提出いただくことで申請可能です。ただし、令和6年度内に申請していただく必要があるため、まずはお通りの学校にご相談下さい。

Q3 継続申請について、家計急変が発生した年に申請しませんでした。収入状況が改善していないので申請できますか？

A3 継続申請については、家計急変が発生した年度に申請をしていなくても、要件を満たしていれば申請できます。

Q4 資産要件を確認するための書類は提出が必要ですか？また、どのようなものが必要になりますか？

A4 この補助金では資産要件確認のために、預金通帳の写しなどの書類の提出は求めています。「誓約書」を記入の上、提出してください。なお、虚偽の申請が発覚した場合、補助額全額を返金していただきます。

本事業に関するお問い合わせ



埼玉県マスコット
「さいたまっち」

申請窓口は各学校になります。

申請に関することは、各学校へお問い合わせください。

当制度をより詳しく知りたい方は学事課HPをご参照ください。

埼玉県 授業料軽減 検索

電話でのお問い合わせは

埼玉県総務部学事課「学費軽減ヘルプデスク」

TEL：048-830-2725

(平日：午前8：30～午後5：15)

埼玉県総務部学事課